

神奈川県燃料電池自動車導入費補助金

(FCV補助)

補助事業実施の手引

(令和5年度版)

〈御注意ください〉

- 国が実施するCEV補助金と異なり、車両を導入する前に申請する必要があります。
- 交付決定よりも前に、補助事業に着手した場合は、補助金交付の対象となりません。
- 審査には1か月ほどかかることがあります。申請書は、補助事業の着手予定日の1か月以上前に提出してください。
- 補助事業は、令和6年3月29日（金）までに完了しなければなりません。
- 補助事業が完了したら、完了日から2か月以内又は令和6年4月30日（火）のいずれか早い期日までに実績報告書を提出してください。（必着）

※令和5年6月1日

組織再編に伴い、問合せ先・書類の提出先が「神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室」に変更となりました。（ホームページのURLも変更しました。）

— 目次 —

はじめに	3
1 補助の概要	4
1－1 予算	4
2 補助事業の実施の流れ	5
2－1 補助金の交付申請	6
2－2 申請書類の提出	6
2－3 補助事業の実施	6
2－4 補助事業の完了と実績報告書の提出	6
3 補助の内容	7
3－1 補助対象者	7
3－2 補助対象車両	7
3－3 補助対象経費	8
3－4 補助額	8
3－5 リース契約	8
4 交付申請	9
4－1 受付期間	9
4－2 補助事業の着手	9
4－3 申請方法	9
4－4 提出書類	10
4－5 申請に当たっての留意事項	12
5 交付・不交付の決定	12
6 補助事業の実施	13
6－1 実施状況の確認	13
6－2 事業計画の変更	13
6－3 事業計画の中止・廃止	14
6－4 補助事業の実施に当たっての留意事項	14
7 補助事業の完了	14

— 目次（続き） —

8 実績報告	15
8-1 実績報告書の提出期限	15
8-2 報告方法	15
8-3 提出書類	15
8-4 実績報告に当たっての留意事項	18
9 補助金の交付	19
9-1 補助対象車両の管理	19
9-2 補助対象車両の処分	20
10 問合せ先・書類の提出先	20
10-1 問合せ先	20
10-2 書類の提出先	20

はじめに

この手引きで使用される用語の定義は次のとおりです。

用語	定義
燃料電池自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条の規定する自動車検査証（以下本手引において「自動車検査証」という。）に燃料の種類が圧縮水素であることが記載されているものをいいます。
C E V補助金	国が採択した執行団体である一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する車両購入に関する補助事業において交付される補助金のことをいいます。 ＜参考＞C E V補助金（車両）の案内ページ http://www.cev-pc.or.jp/#no01
リース	契約の名称にかかわらず、利用者が希望する車両（未使用品に限る。）をリース事業者が購入して利用者に使用させ、その代金を設備の販売会社に支払い、利用者からは購入代金（元本）に金利等の諸経費を加えたものを車両使用の対価（対価の名称を問わない。）として回収するものであって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているものをいいます。
要綱	「かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱」のことをいいます。
要領	「神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金実施要領」のことをいいます。
手引	「神奈川県燃料電池自動車導入費補助金補助事業実施の手引」（この手引）のことをいいます。
補助事業	次のいずれかのことをいいます。 ア 県内に在住する個人か、県内に事業所を有する個人事業者又は法人（公共法人は除きます。）が、補助対象の燃料電池自動車を新たに導入する事業 イ リース事業者が、アに対してリースするために補助対象の燃料電池自動車を新たに導入する事業

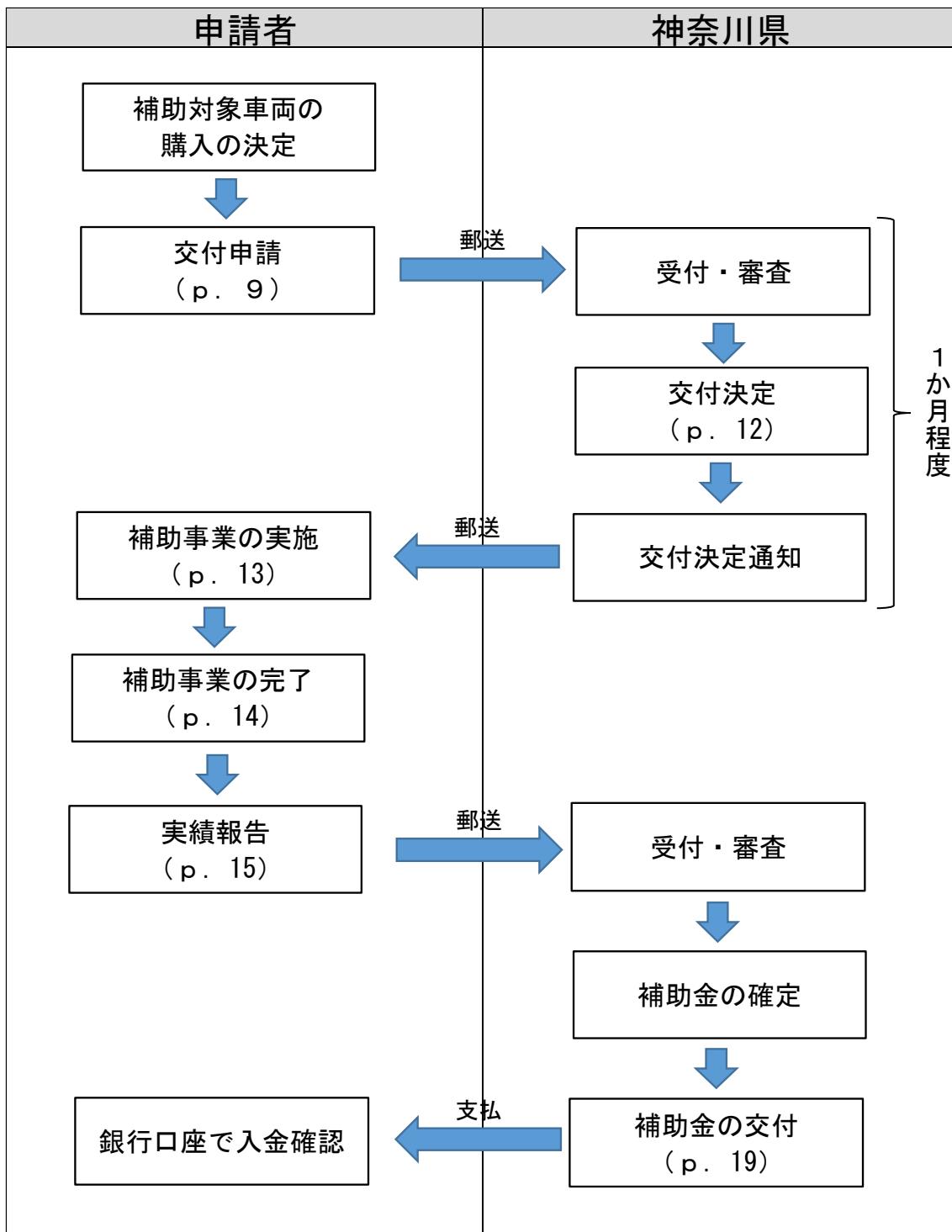
1 様助の概要

県内で新たに燃料電池自動車（F C V）を導入する場合に、経費の一部を補助します。

1-1 予算

8,000 万円の一部

2 補助事業の実施の流れ



2－1 補助金の交付申請

○受付期間

令和5年4月27日（木）から令和5年12月28日（木）とする。

- ・C E V補助金と異なり、車両を導入する前に申請する必要があります。

2－2 申請書類の提出

交付申請書を郵送で提出してください。

- ・詳しくは「4 交付申請」を確認してください。
- ・申請書の提出に当たっては、この手引と要綱、要領をよく確認してください。

2－3 補助事業の実施

補助事業は、交付決定通知を受理した後に実施してください。

- ・詳しくは「6 補助事業の実施」を確認してください。

2－4 補助事業の完了と実績報告書の提出

事業が完了したら、期限内に実績報告書を郵送で提出してください。

- ・補助事業の完了については「7 補助事業の完了」を確認してください。
- ・実績報告書の提出期限等については「8 実績報告」を確認してください。
- ・提出のあった実績報告書の内容を審査し、補助金の額を確定した上で、補助金を支払います。

3 様式の内容

3-1 様式対象者

補助対象車両（次項を参照）の燃料電池自動車の自動車検査証記録事項に記載される所有者となる方です。

ただし、割賦販売（所有権留保条項付売買契約）の場合は、補助対象車両の燃料電池自動車の使用者となる方です。

- 補助対象者の区分によって次の要件を満たす必要があります。

補助対象者の区分	要件
個人	県内に在住していること。
個人事業者	県内に事業所を有していること。
法人	<ul style="list-style-type: none">県内に事業所を有していること。公共法人（※）ではないこと。
リース事業者	<ul style="list-style-type: none">使用者（リース先）が上記のいずれかであること。リース料総額から補助金相当額分を減額すること。

※国及び法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人をいいます。

3-2 様式対象車両

- 補助対象車両は、次の要件を全て満たす必要があります。

車両の要件
ア C E V補助金の交付の対象となる車両（※）であること。
イ 交付決定後に初度登録される車両であること。
ウ 自動車検査証記録事項等における使用の本拠の位置が県内であること。
エ 自動車販売業者が販売促進活動（展示・試乗等）に使用する車両でないこと。
オ 補助対象の燃料電池自動車の製造者が自ら使用する車両でないこと。

※C E V補助金の補助対象車両一覧

<https://www.cev-pc.or.jp/newest/fcv.html>

- 具体的な対象車両は、神奈川県燃料電池自動車導入費補助金のホームページ（※）上でお知らせします。

※<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f4259/p891634.html>

3－3 補助対象経費

燃料電池自動車の車両本体の購入に係る経費です。

- ・メーカーオプション、ディーラーオプションの金額は含みません。
- ・C E V補助金等の国の補助金を受ける（見込みを含みます。）場合は、車両本体に対する国の補助額を除いた金額です。
- ・値引きがある場合は、値引き後の金額です。
- ・消費税及び地方消費税は含みません。

3－4 補助額

補助対象経費に3分の1を乗じた額又は100万円のいづれか低い額です。

3－5 リース契約

申請者（リース事業者）は、使用者（リース先）と共同で申請をしてください。

- ・リース料総額から補助金相当額分を減額する必要があります。
- ・リース契約期間は、処分制限期間以上である必要があります。

財産の種類	年数
燃料電池自動車	4年

4 交付申請

4-1 受付期間

令和5年4月27日（木）から令和5年12月28日（木）とする。

- ・審査に1か月ほどかかることがあります。補助事業の着手（次項を参照）の予定日の1か月以上前に申請書を提出してください。
- ・受付期間中であっても、予算額を超える申請があった場合は、受付を締め切ることがあります。
- ・なお、予算額の終了時点で複数の交付申請があった場合は、抽選（くじ引き方式）で選定します。
- ・受付状況及び抽選の詳細は、神奈川県燃料電池自動車導入費補助金のホームページ（※）上でお知らせします。
※<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f4259/p891634.html>
- ・C E V補助金と異なり、車両を導入する前に申請する必要があります。

4-2 補助事業の着手

次の3つのうち、いずれか1つでも実施することをいいます。

- ア 車両の登録
- イ 車両の引渡
- ウ 代金支払の完了

- ・県が交付決定（「5 交付・不交付の決定」を参照）をする前に、どれか1つでも補助事業の着手に当たる行為をした場合、補助金の交付を受けられません。

4-3 申請方法

郵送で提出してください。

- ・書類の提出先は、「10-2 書類の提出先」を確認してください。
- ・持込みでの提出は受け付けません。

4－4 提出書類

提出する書類は次のとおりです。次表で提出が必要な書類を確認してください。

No	提出書類	申請者			
		個人	個人事業者	法人	リース事業者
1	神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金交付申請書（別表8第1号様式）	○	○	○	○
2	神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金事業計画書（別表8第1号様式別紙1）	○	○	○	○
3	注文書、売買契約書の写し等	○	○	○	○
4	燃料電池自動車の車両本体の購入に係る経費の額を証する書類	△	△	△	△
5	申請者等の確認書類	○	○	○	○
6	役員等氏名一覧表（別表8第1号様式別紙2）			○	○
7	共同申請同意書（別表8第1号様式別紙3）				○
8	貸与料金の算定根拠明細書（別表8第1号様式別紙4）				○
9	その他知事が必要と認める書類	△	△	△	△

○：提出が必要なもの、△：必要に応じて提出するもの

- 申請書の様式は、神奈川県燃料電池自動車導入費補助金のホームページ
(※) からダウンロードしてください。

※<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f4259/p891634.html>

(1) 神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金交付申請書（別表8第1号様式）

所定の様式に必要事項を記載してください。

※リースの場合はリース事業者が申請してください。

(2) 神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金事業計画書（別表8第1号様式 別紙1）

所定の様式に必要事項を記載してください。

(3) 注文書、売買契約書の写し等

注文書等から車両本体の購入に係る経費の額が確認できない場合は(4)も提出してください。

- 見積書の写しでも可とします。ただしその場合、実績報告（「8 実績報告」
を参照）の際に、注文書等を提出してください。

(4) 燃料電池自動車の車両本体の購入に係る経費の額を証する書類

見積書等、燃料電池自動車の車両本体の購入に係る経費が確認できる書類を提出してください。

- (3)の書類から車両本体の購入に係る経費が確認できる場合は提出不要です。
- 適当な書類がない場合は、所定の参考様式に必要事項を記載してください。

(5) 申請者等の確認書類

申請者の区分によって次の書類を提出してください。

申請者の区分	提出書類
個人	住民票（※）
個人事業者	・住民票（※） ・事業所の所在地を証する書類
法人	現在事項又は履歴事項証明書（※）
リース事業者	・リース事業者に関する上記の書類 ・使用者（リース先）に関する上記の書類

※住民票は個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。

住民票、現在事項又は履歴事項証明書は発行日から3か月以内のもの。原本を提出してください。ただし、2件目以降の申請である場合は、写しでも可とします。

(6) 役員等氏名一覧表（別表8第1号様式別紙2）

申請者が法人の場合、又は申請者がリース事業者で使用者（リース先）が法人の場合は、所定の様式に必要事項を記載してください。

(7) 共同申請同意書（別表8第1号様式別紙3）

申請者がリース事業者の場合は、所定の様式に必要事項を記載してください。

(8) 貸与料金の算定根拠明細書（別表8第1号様式別紙4）

申請者がリース事業者の場合は、所定の様式に必要事項を記載してください。

(9) その他知事が必要と認める書類

必要な場合は追加の書類提出を求めることができます。

- 車両の使用の本拠の位置が、住民票や登記事項証明書から確認できない場合は、その位置と申請者の関連が分かるパンフレットやホームページの印刷物等を添付してください。

4－5 申請に当たっての留意事項

- ・提出書類には、インデックスを付けてください。
(インデックスの名称や付け方は、神奈川県燃料電池自動車導入費補助金のホームページ(※)に掲載のチェックリストで確認してください。
※<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f4259/p891634.html>)
- ・申請書を手書きで記入する場合は、黒色又は青色のボールペンで記入してください。
(鉛筆や消すことができるインクのペンで記入したものについては、受け付けません。)
- ・提出された書類の返却はしません。申請書類一式のコピーを控えとして保管してください。
- ・提出された申請書の記載内容に軽微な誤りがあった場合には、事実に基づき、申請者の不利益にならない範囲で訂正する場合があります。

5 交付・不交付の決定

提出のあった交付申請書を審査し、補助金の交付の可否について決定した上で、申請者に書面で通知します。

- ・交付決定通知は事業終了後も必要となりますので大切に保管してください。

6 拠助事業の実施

拠助事業は、交付決定通知を受理した後に、通知に記載された内容に従って実施してください。

- ・交付決定通知を受理する前に次のいずれか1つでも行った場合には、拠助事業の着手に当たり、拠助金の交付を受けられません。

拠助事業の着手に当たる行為

- | |
|-----------|
| ア 車両の登録 |
| イ 車両の引渡 |
| ウ 代金支払の完了 |

- ・次の場合には、速やかに県に報告し、その指示を受けてください。

- | |
|-------------------------------|
| ア 拠助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合 |
| イ 拠助事業が事業完了予定日までに完了しない場合 |
| ウ 拠助事業の遂行が困難となった場合 |

6-1 実施状況の確認

県が拠助金の交付決定をした後に、状況確認をするため、現地調査等を行う場合があります。

6-2 事業計画の変更

県が拠助金の交付決定をした後に、拠助事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに次の書類を提出してください。

計画の変更時に提出が必要な書類
神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金変更承認申請書（別表8第4号様式）
変更承認共同申請同意書（別表8第4号様式別紙）※リースの場合
変更内容が確認できる書類

- ・補助金額（交付決定通知に記載）に影響を及ぼすことがない場合は、提出不要です。
(実績報告の際に、「神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金仕様変更報告書（別表8第11号様式別紙3）」を提出してください。)
- ・申請者がリース事業者の場合は、使用者（リース先）と共同で申請をしてください。

6－3 事業計画の中止・廃止

県が補助金の交付決定をした後に、補助事業を中止・廃止しようとする場合は、速やかに次の書類を提出してください。

計画の中止・廃止時に提出が必要な書類
神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金中止・廃止承認申請書（別表8第7号様式）
中止・廃止承認共同申請同意書（別表8第7号様式別紙）※リースの場合

- 申請者がリース事業者の場合は、申請時の使用者（リース先）と共同で申請をしてください。

6－4 補助事業の実施に当たっての留意事項

次に該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- イ 補助金を他の用途に使用したとき。
- ウ 補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。
- エ 補助事業の実施に関して、不正、怠慢その他不適当な行為を行ったとき。

7 補助事業の完了

次の4つが全て完了することをいいます。

- ア 車両の登録
- イ 車両の引渡
- ウ 代金支払の完了又は支払った額を除いた残りの全額の支払が担保された契約手続の完了
- エ 下取車がある場合は、下取車の入庫

8 実績報告

8-1 実績報告書の提出期限

次のいずれか早い日まで（必着）です。

- ア 事業が完了した日から2か月以内
イ 令和6年4月30日（火）

- ・事業が完了しているものの、令和6年3月29日（金）までに実績報告書を提出できない場合は、次の書類を提出してください。

令和6年3月29日（金）までに実績報告ができない場合に提出が必要な書類

神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金実施状況報告書（別表8第10号様式）

- ・補助事業が完了する時期ごとの必要な提出書類と提出期限は次のとおりです。

（日付はいずれも令和6年）

補助事業の完了日	必要な書類	提出期限
ア 1月31日まで	実績報告書	完了日から2か月以内 (3月29日(金))
イ 2月1日から2月29日の間	実施状況報告(※)	3月29日(金)
	実績報告書	完了日から2か月以内
ウ 3月1日から3月31日の間	実施状況報告(※)	3月29日(金)
	実績報告書	4月30日(火)

※令和6年3月29日（金）までに実績報告書を提出している場合は不要です。

8-2 報告方法

郵送で提出してください。

- ・書類の提出先は、「10-2 書類の提出先」を確認してください。

8-3 提出書類

提出する書類は次のとおりです。次表で提出が必要な書類を確認してください。

No	提出書類	申請者			
		個人	個人事業者	法人	リース事業者
1	神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金実績報告書（別表8第11号様式）	○	○	○	○
2	神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金事業結果報告書（別表8第11号様式別紙1）	○	○	○	○
3	振込先口座情報の確認書類	○	○	○	○
4	自動車検査証記録事項の写し	○	○	○	○
5	車両引渡日を確認できる書類の写し	○	○	○	○
6	燃料電池自動車の車両本体の購入に係る経費の額を証する書類	△	△	△	△
7	全額の支出を証する書類の写し	○	○	○	○
8	下取車に関する確認事項（第11号様式別紙2）	△	△	△	△
9	自動車質貸借契約書の写し				○
10	神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金仕様変更報告書（第11号様式別紙3）等	△	△	△	△
11	その他知事が必要と認める書類	△	△	△	△

○：提出が必要なもの、△：必要に応じて提出するもの

- 報告書の様式は、神奈川県燃料電池自動車導入費補助金のホームページ（※）からダウンロードしてください。

※<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f4259/p891634.html>

- (1) 神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金実績報告書（別表8第11号様式）
所定の様式に必要事項を記載してください。
- (2) 神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金事業結果報告書（別表8第11号様式
別紙1）
所定の様式に必要事項を記載してください。
- (3) 振込先口座情報の確認書類
次の事項を確認できる通帳等の写しを提出してください。

ア 補助金振込先の口座名義人（フリガナ）
イ 金融機関名及び店名
ウ 預金の種類
エ 口座番号

 - 申請者名義の口座に限ります。
 - ネット銀行等で通帳がない場合は、上記の事項を確認できる画面、キャッシュカード等の写しで可です。
- (4) 自動車検査証記録事項等の写し
申請者と所有者（割賦販売（所有権留保条項付売買契約）による導入の場合には使用者）が同一であるものを提出してください。
令和5年1月4日から電子化された自動車検査証ではなく、自動車検査証記録事項を提出してください。
- (5) 車両引渡日を確認できる書類の写し
車両受領書等、納車日を確認できる書類の写しを提出してください。
 - 車両受領書等から車両本体の購入に係る経費の額が確認できない場合は
(6)も提出してください。
- (6) 燃料電池自動車の車両本体の購入に係る経費の額を証する書類
納品書や納品請求書等、車両本体の購入に係る経費の額が確認できるものを提

出してください。

- ・(5)の書類から車両本体の購入に係る経費の額が確認できる場合は提出不要です。

- ・適當な書類がない場合は、所定の参考様式に必要事項を記載してください。

(7) 全額の支出を証する書類の写し

補助事業に係る支出を証する次のいずれかの書類の写しを提出してください。

- | |
|--|
| ア 領収書、支払確認書類など |
| イ 支出を証する書類及び支払った額を除いた残りの全額の支払が担保された契約手続の完了を証する書類 |

- ・車両代金の全額分に相当する領収証が複数枚に分かれる場合は、複数枚の領収証の写しを提出してください。

- ・印紙税法（昭和42年法律第23号）の適用を受ける領収書は印紙が貼られているものの写しに限ります。

- ・支払確認書類は、次を参考にしてください。

支払確認書類の例

- | |
|--|
| ア 銀行振込み等で領収証が無い場合
銀行発行の振込み証明書（振込金受取書等） |
| イ 割賦販売（所有権留保条項付売買契約）の場合
車両販売会社からクレジット会社宛ての領収証 |

(8) 下取車に関する確認事項（別表8第11号様式別紙2）

下取車がある場合は、所定の様式に必要事項を記載してください。

(9) 自動車賃貸借契約書の写し

申請者がリース事業者の場合は、提出してください。

- ・リース料、車両番号、契約期間等の記載が必要です。もし、記載がない場合は、内容の分かる車両受領書や納品書等を添付してください。

(10) 神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金仕様変更報告書（別表8第11号様式別紙3）等

補助額に影響を及ぼすことがない補助対象車両の仕様等を変更した場合は、変更した内容が分かる書類と併せて提出してください。

(11) その他知事が必要と認める書類

必要な場合は追加の書類提出を求めることがあります。

- ・申請時に、注文書や売買契約書の写しを提出していない場合は、提出してください。

その際、注文書等から車両本体の購入に係る経費の額が確認できない場合は、車両本体の購入に係る経費が確認できる書類（見積書等）も提出してください。

8－4 実績報告に当たっての留意事項

- ・提出書類には、インデックスを付けてください。
(インデックスの名称や付け方は、神奈川県燃料電池自動車導入費補助金のホームページ(※)に掲載のチェックリストで確認してください。
※<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f4259/p891634.html>)
- ・実績報告書を手書きで記入する場合は、黒色又は青色のボールペンで記入してください。
(鉛筆や消すことができるインクのペンで記入したものについては、受け付けません。)
- ・提出された書類の返却はしません。実績報告書類一式のコピーを控えとして保管してください。
- ・提出された実績報告書の記載内容に軽微な誤りがあった場合には、事実に基づき、申請者の不利益にならない範囲で訂正することがあります。

9 補助金の交付

実績報告書の内容を審査し、補助金の額を確定した後、指定の口座に補助金を振り込みます。

- ・交付決定時と金額が異なる場合は、その旨の通知をします。
- ・交付決定時から金額に変更がない場合は、通知はしません。指定の銀行口座で入金を確認してください。

9-1 補助対象車両の管理

補助金の交付を受けた方は、次の点に留意してください。

ア 補助事業により設置した車両については、次の期間内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供する場合（以下「処分」といいます。）には、知事の承認が必要になります。また、知事の承認を得て処分した場合、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることがあります。

財産の種類	年数
燃料電池自動車	4年

イ 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければなりません。また、帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日に属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければなりません。また、保存期間が満了しない間に法人を解散させる場合には、その権利義務を継承する者（権利義務を継承する者がいない場合は知事）に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。

ウ 次の場合、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければなりません。

- ・個人又は個人事業者にあっては、住所又は氏名を変更したとき。
- ・法人にあっては、所在地、名称又は代表者を変更したとき。

9－2 補助対象車両の処分

財産処分制限期間内（前項を参照）に車両を処分する場合は、必ず事前に次の書類を提出してください。

財産処分制限期間内に車両を処分する場合に提出が必要な書類

神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金財産処分等承認申請書（別表8第13号
様式）

10 問合せ先・書類の提出先

10-1 問合せ先

神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室 燃料電池自動車導入費補助金担当
電話 045-210-4133（直通）

「神奈川県燃料電池自動車導入費補助金」ホームページ

URL : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f4259/p891634.html>

10-2 書類の提出先

各種書類を提出する場合は、1部、次の宛先に郵送してください。

(県から問合せがあったときのために必ず写しを手元に保管してください。)

〒231-8588

横浜市中区日本大通1

神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室

燃料電池自動車導入費補助金担当